公立大学法人奈良県立大学個人情報の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」 という。)に基づき、個人情報の保護に関し必要な事項を定める。

(管理体制)

第2条 個人情報の保護を総合的に推進するため、総括個人情報保護責任者、個人情報 保護責任者及び個人情報保護主任を置く。

(総括個人情報保護責任者)

- 第3条 総括個人情報保護責任者は、副理事長をもって充てる。
- 2 総括個人情報保護責任者は、保有個人情報の保護に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、個人情報保護責任者に対し、必要な指導を行うことができる。この場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の保護に関する事務について実態を調査し、又は報告を求めることができる。

(個人情報保護責任者)

- 第4条 個人情報保護責任者は、法人及び大学においては事務局長、附属高等学校においては校長をもって充てる。
- 2 個人情報保護責任者は、所管の保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

(個人情報保護主任)

- 第5条 個人情報保護主任は、法人及び大学においては総務課長、附属高等学校においては事務長をもって充てる。
- 2 個人情報保護主任は、個人情報保護責任者の命を受けて、所管における以下の職務 を行う。
 - (1) 個人報ファイル簿の作成に関すること
 - (2) 個人情報取扱事務の登録及び閲覧に関すること
 - (3) 開示請求、訂正請求又は利用停止請求があった場合の個人情報の特定作業及び決定等に係る審査及び調整に関すること
 - (4) 行政機関等匿名加工情報提の作成及び提供に関すること
 - (5) 保有個人情報の漏えいの対応等に関すること
 - (6) その他保有個人情報の保護に関すること

(個人情報保護監査責任者)

- 第6条 個人情報保護監査責任者は、内部監査室長をもって充てるものとする。
- 2 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、計画的に及び必要に応じて監査を行うものとする。

(教育研修)

第7条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の取扱いに従事する役職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

(役職員の責務)

第8条 役職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令及び要綱等の定め並びに総括個

人情報保護責任者、個人情報保護責任者及び個人情報保護主任の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(利用目的の特定)

第9条 役職員は、職務上個人情報を取り扱うに当たっては、法人の業務(公立大学法人奈良県立大学定款第24条第1項の規定により法人が実施する業務をいう。)を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

(保有個人情報の取扱い)

第10条 保有個人情報を取り扱うにあたっては、次条から第18条の内容を遵守すると ともに、公立大学法人奈良県立大学情報セキュリティーポリシーを遵守しなければな らない。

(アクセス制限)

- 第11条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報にアクセスする権限を有する役職員の範囲と権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。
- 2 アクセス権限を有しない役職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有 個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

- 第12条 役職員が業務上の目的で個人情報を取り扱う場合であっても、個人情報保護 責任者は、次の行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当 該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、個人情報保護責任者 の指示に従い行う。
 - (1) 保有個人情報の複製
 - (2) 保有個人情報の送信
 - (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第13条 役職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報保護 責任者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

第14条 役職員は、個人情報保護責任者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等(パスワード、IC カードをいう。)を使用して権限を識別する機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(誤送付等の防止)

第15条 役職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交 付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務、事業において取り扱 う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の役職員による確認やチェックリストの 活用等の必要な措置を講ずる。

(廃棄等)

- 第16条 役職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体(端末及び サーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合には、個人情報保護責任 者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の 消去又は当該媒体の廃棄を行う。
- 2 保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合 (二以上の段階にわたる委託を含む。)には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立 ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先に おいて消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第17条 個人情報保護責任者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等 を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

(外的環境の把握)

第18条 保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報の取扱いの委託)

- 第19条 個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な 管理を行う能力を有しない者を選定することがないよう、必要な措置を講ずる。
- 2 個人情報の取扱いを伴う事務を委託するときは、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 委託先の選定に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」(以下「別記特記事項」という。) を遵守できるものを慎重に選定すること。
 - (2) 入札に当たっては入札前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があることについて相手方に周知すること。
 - (3) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、当該委託事務の目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、その利用目的、利用範囲等を明確にし、委託先において個人情報の目的外利用が生じないようにすること。
 - (4) 委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
 - (5) 委託先において、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託 先に第1号から第3号までの事項と同様の必要な措置を講じさせ、再委託先に別 記特記事項を遵守させるとともに、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等 その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前号の措置を実施する。保 有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同 様とする。
 - (6) 個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。
 - (7) 委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた

者が法に規定する罰則の対象となることについて、委託先に周知すること。

- 3 個人情報の取扱いを伴う事務の委託に係る契約に当たっては、契約書に受託者が別 記特記事項を遵守する旨を記載するものとする。ただし、契約書中に別記特記事項に 掲げる内容を記載することを妨げない。
- 4 前項の場合において、契約書によらないで契約するときは、受託者に別記特記事項を契約事項として交付するものとする。
- 5 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

(安全管理上の問題への対応)

- 第20条 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案 の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した役職員は、直ちに当該保有 個人情報を管理する個人情報保護責任者に報告する。役職員は、時間を要する事実確 認を行う前にまず個人情報保護責任者に報告する。
- 2 前項による報告を受けた個人情報保護責任者は、関係者と連携し同事案等の状況を 把握するとともに、初動時に最低限必要な被害の拡大や2次被害の防止等の措置、 被害者への連絡などの対応を行う。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログ ラムの感染が疑われる当該端末等のネットワークを切断するなど、被害拡大防止の ため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)も のとする。
- 3 個人情報保護責任者は、前項の初動対応後、事案の発生した経緯、被害状況、これまでの対応状況を直ちに総括個人情報保護責任者に報告するとともに、引き続き、被害の拡大や2次被害の防止等の措置、被害者への連絡などの対応を行う。
- 4 個人情報保護責任者は、再発防止策も含めて総括保護管理者に遅滞なく報告する。
- 5 総括個人情報保護責任者は、前項による報告を受けた場合には、事案の内容等に応 じて、理事長に当該事案の内容、経緯、被害状況等を報告する。

(法に基づく報告及び通知)

第21条 漏えい等が生じた場合であって法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合には、前条と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

(公表等)

第22条 事案の内容、影響等に応じて、別に定める公表基準に基づき、事実関係及び 再発防止策の公表等の措置を講ずる。

(監査及び点検の実施)

- 第23条 個人情報保護監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、別に定める監査実施要領に基づき、定期に、及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括個人情報保護責任者に報告する。
- 2 個人情報保護監査責任者は、監査結果を踏まえ、指摘事項を所管する個人情報保護 責任者に対し、当該事項への対処を指示する。指摘事項を所管していない個人情報 保護責任者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合には、当該 課題及び問題点の有無を確認させる。

3 個人情報保護責任者は、保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報保護責任者に報告する。

(評価及び見直し)

- 第24条 総括個人情報保護責任者、個人情報保護責任者等は、監査又は自己点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。
- 2 役職員は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(手数料及び費用負担)

- 第25条 法第89条第7項の規定による開示請求に係る手数料は、徴収しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第87条第8項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用として別表に定める額を負担しなければならない。
- 3 前項の保有個人情報の写しの送付を希望する者は、郵送料を負担しなければならない。
- 4 前2項の費用は、前納とする。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、理事長が 別に定める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。